

甲事件：平成19年（行ウ）第32号

次回期日 8月6日

乙事件：平成20年（行ウ）第3号 設楽ダム公金支出差止等請求事件

原告 甲事件 市野和夫 外167名 乙事件 市野和夫 外7名

被告 甲事件 愛知県知事 外1名 乙事件 愛知県知事

## 第11準備書面

平成21年7月29日

名古屋地方裁判所

民事第9部 御中

原告ら代理人 弁護士 在 間 正 史

同 弁護士 原 田 彰 好

同 弁護士 竹 内 裕 詞

同 弁護士 樽 井 直 樹

同 弁護士 白 川 秀 之

同 弁護士 濱 嶋 将 周

同 弁護士 魚 住 昭 三

同 弁護士 笠 原 一 浩

同 弁護士 籠 橋 隆 明

原告ら復代理人 弁護士 吉 江 仁 子

同 弁護士 若 山 哲 史

同 弁護士 小 島 智 史

## 第1 本準備書面の目的

- 1 被告第9準備書面を受けて請求の整理を行い、請求の趣旨を変更する。
- 2 甲事件のうち、豊川用水の利水安全度向上に係る費用負担金については、独立した支出差止請求（主位的請求としていた）とはせず、流水正常機能維持に係る支出差止請求（予備的請求としていた）とする。豊川用水の利水安全度向上を流水正常機能維持に含ませていることは、支出の違法理由とする。
- 3 甲事件のうち、洪水調節と流水正常機能維持については、従前通り、各別の費用負担金の支出差止請求であり、両者を合わせて治水に係る費用負担金の支出差止請求とはしない。

## 第2 変更後の請求の趣旨

- 1 被告愛知県公営企業管理者企業庁長は、設楽ダムについての建設費用の負担金のうち、水道用水に係る特定多目的ダム法第7条に基づくダム使用权設定予定者の負担について、支出してはならない。
  - 2 被告愛知県知事は、設楽ダムについて特定多目的ダム法第8条に基づいて愛知県が河川法第60条第1項の規定により負担する建設費用の負担金のうち、
    - (1) 洪水調節に係る負担、流水正常機能維持に係る負担、および、かんがいに係る負担のうちの特定多目的ダム法第10条第1項に基づく流水の貯留を利用して流水をかんがいの用に供する者（以下「かんがい利用者」という）の負担金を除いた負担
    - (2) 愛知県が収納する特定多目的ダム法施行令第10条第2項で定める特定多目的ダム法第10条第1項の規定するかんがい利用者の負担金について、支出してはならない。
  - 3 訴訟費用は被告らの負担とする。
- との判決を求める。

## 第3 請求の原因の補充

- 1 豊川用水の利水安全度向上関係
  - (1) 流水正常機能維持容量6000万m<sup>3</sup>は流水正常機能維持と豊川用水の利水安全度向上のための容量とされている。しかし、その内の豊川用水の利水安全度向上のための貯水容量が明らかにされておらず、流水正常機能維持容量として6000万m<sup>3</sup>が明らかにされているだけである。したがって、豊川用水の利水

安全度向上に係る費用負担金額を算出することは不可能である。

よって、豊川用水の利水安全度向上に係る費用負担金については、独立した支出差止請求（第9準備書面では主位的請求としていた）とはせず、それが含まれている流水正常機能維持に係る支出差止請求（同準備書面では予備的請求としていた）のみとする。

- (2) 第9準備書面でも述べたとおり、豊川用水の利水安全度の向上は、受益者が豊川用水と特定されており、受益者負担という公共事業における費用負担の本質上、特定された受益者である豊川用水自身、そしてその受益者である豊川用水利用者の費用負担において行うべきものであって、受益者不特定の流水正常機能維持として一般会計の公費負担で行うべきものでない。

したがって、豊川用水の利水安全度向上を流水正常機能維持に含めて費用負担するのは違法である。

## 2 洪水調節と流水正常機能維持関係

- (1) 洪水調節と流水正常機能維持とは目的を異にしている。洪水調節は高水に関わる洪水対策のためのもので、流水正常機能維持は低水に関わる利水のためのものであり、両者は目的を全く異にしている。設楽ダム基本計画においても、両者は別個の目的であり、容量においても、洪水調節は洪水調節容量1900万m<sup>3</sup>、流水正常機能維持は利水容量の一部で6000万m<sup>3</sup>である。

費用負担では、受益者不特定のため、両者を合わせて単一目的（用途）の治水（河川管理ともいう）として負担するようにされているが、目的を異にして本質的に異なっているうえ、各別の容量が明記されているものを合わせて、単一目的としているものであって、これは相当でない。

よって、両者を合わせた単一の治水に係る費用負担金の支出差止請求とはしない。その目的に従い各別に、洪水調節に係る費用負担金と流水正常機能維持に係る費用負担金の支出差止請求をする。

- (2) 費用負担としては、洪水調節と流水正常機能維持と合わせて治水となっているが（設楽ダム基本計画では1608億円）、貯水容量は洪水調節は1900万m<sup>3</sup>、流水正常機能維持は6000万m<sup>3</sup>と設楽ダム基本計画で明記されているので、治水負担額を合計貯水容量7900万m<sup>3</sup>に対する各目的の貯水容量の比によって按分して、各目的の負担額を求めることが可能である。

そうすると、洪水調節は治水負担額の24.1%の額（設楽ダム基本計画に基づけば388億円）、流水正常機能維持は75.9%の額（同計画に基づけば1220億円）が按分額となる。